

社会保障・税番号（マイナンバー）制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」の施行に伴い、税（国税、県税、市町村税）に関する特定の申告書等に個人番号又は法人番号の記載が必要になりました。

◆個人番号について

●個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市町村から「通知カード」により通知されています。また、住民票を有する中长期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止され、個人番号の通知は個人番号通知書を送付する方法により行われています。

●番号利用法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

◆法人番号について

●法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人等に1法人1つ指定され、国税庁から書面により通知されています。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

●法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

◆申告書等の提出時の本人確認について

個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

◎本人が窓口で申告等をする場合（例）

●個人番号カード、通知カード又は住民票（個人番号が記載されたもの（写））

（通知カード又は住民票（写）の場合は、併せて運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書）

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

◎代理人が窓口で申告等をする場合（例）

●委任状

●代理人の本人確認のための書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）

●本人の個人番号の確認のための書類（個人番号カード（両面）（写）、通知カード（写）、住民票（個人番号が記載されたもの）（写））

※詳しくは、65～67ページに記載の窓口へお問い合わせください。